

令和9年度地域内フィーダー系統補助の計画認定申請について

かつらぎ町は、令和8年3月にかつらぎ町地域公共交通計画を策定し、運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における役割や必要性を記載したことにより、デマンド乗合交通「かつらいど」が地域間交通ネットワークと密接な地域内のデマンド交通等の運行を国が支援する「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」（通称：フィーダー補助）の申請の要件を満たすこととなりました。

フィーダー補助を申請するための計画認定申請書は、かつらぎ町地域公共交通活性化協議会の協議・承認を経て作成し、同協議会から国土交通大臣へ申請することとされています。

そこで、令和9年度(令和8年10月～令和9年9月)のフィーダー補助の計画認定申請に向けて当会議に諮るものです。(遡って令和8年4月～令和8年9月分も今年度に申請)

※地域内フィーダー系統とは

複数の市町村をまたがって走る路線が地域間幹線系統であるのに対し、自治体内を走行し、域内の移動を支える路線が「**地域内フィーダー系統**」です。

地域内フィーダー系統は、地域間幹線系統を補完する路線として位置付けられており、地域内フィーダー系統として認められるためには、地域間幹線系統と接続している必要があります。(「かつらいど」は JR 和歌山線の笠田駅・妙寺駅と接続)

1. 補助要件

そもそも「フィーダー補助金」とは・・・？

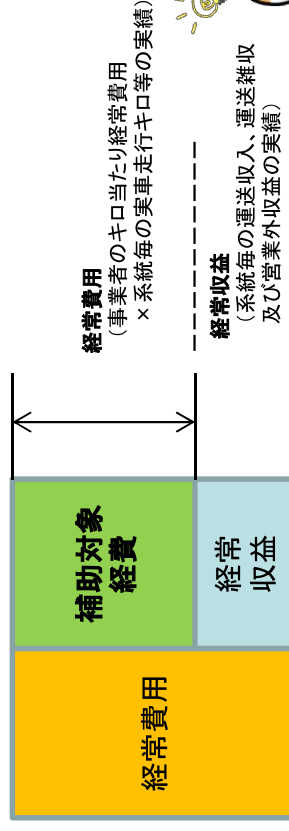
- 正式名称は「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」(通称：フィーダー補助)
- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの1つ
- 幹線系統を補完する、赤字の支線(フィーダー)の運行経費に対する補助
- 補助対象事業者は活性化法法定協議会



補助率は・・・？

- 補助率は補助対象経費※1の1/2
- ※1 補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額
- ただし、自治体毎に設けられる補助上限額と補助対象経費の1/2を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる
- 自治体毎の補助上限額については毎年(9月頃)発出される通知文※2の算定式を基に算出

※2 昨年度通知文 (<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000259360.pdf>) 参照



赤字(経常費用>経常収益)の系統に対する補助金です。
(系統毎に判断するため、運行事業者の事業全体の収支状況が赤字であることは要件ではありません！)



補助対象経費算定方法 イメージ

主な補助要件

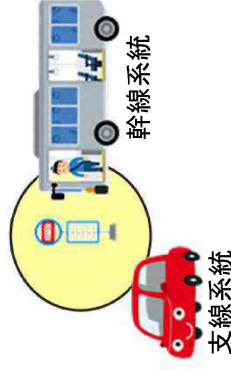
- 地域公共交通計画に運行系統の位置付け・役割、確保維持改善事業の必要性、運行系統に係る事業及び事業の実施主体の概要、定量的な目標・効果及び評価手法の記載があること
- 一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は一般乗用旅客自動車運送事業者による運行（注意）道路運送法21条許可による運行は補助要件を全て満たしていても一律補助対象外です！！
- 補助対象地域間幹線バス系統と接続※1するものであること／過疎地域等の交通不便地域を通り、地域間交通ネットワーク※2と接続するものであること（通称：接続性）
- 新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること（通称：新規性）※3
- 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行されるものであること
- 1回当たりの乗車人員が2人以上であること（定時定路線型の場合に限る。）
- 計画運行回数に対する実績の運行回数の運行割合が30%以上ある系統

※1「接続」とは同じ停留所を共有する他、近接、乗り継ぎを考慮されたダイヤ設定や乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置がとられているもの

※2「地域間交通ネットワーク」とは、地域間幹線バス系統（複数市町村にまたがる平日1日当たりの運行回数が3回以上のもの）、鉄道、航路、航空路

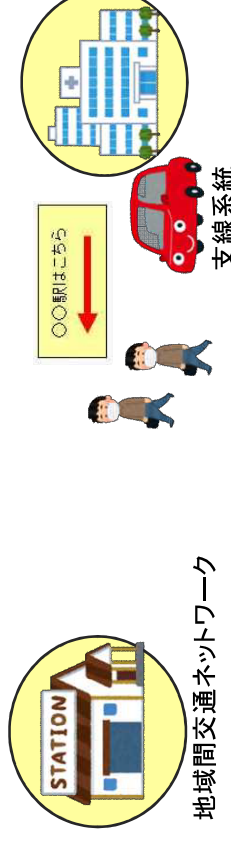
※3利便増進計画・運送継続計画に位置付けられた運行系統については新規性要件が緩和される（補助対象期間は各計画の認定期間に限る）

○「接続」イメージ……停留所等の共有



幹線系統と支線系統で同じ停留所を活用して、お互いの系統に乗り継ぎができます！

○「接続」イメージ……停留所等の近接



駅近くの病院まで行って、徒歩で駅まで行くことで乗り継ぎができます！

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

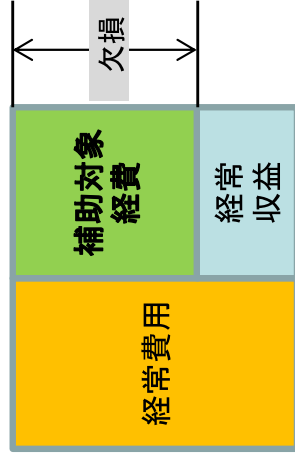
補助内容

○ 補助対象事業者

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

補助対象システムに係る経常費用から経常収益を控除した額



○ 補助率

1／2以内

○ 主な補助要件

市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
- ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
- ・路線定期運行の場合、輸送量が2人／1回以上であること
- ・経常赤字であること

補助対象システムのイメージ



※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域

※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る

令和 8 年 6 月 2 3 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 かつらぎ町地域公共交通活性化協議会
住 所 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地
代 表 者 氏 名 会 長 藤上 勝海

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和8年6月23日

かつらぎ町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
かつらぎ町の公共交通はJR和歌山線（5駅）、かつらぎ町コミュニティバス（3路線）、デマンド型乗合タクシー（5路線）で構成されていた。生活拠点は紀の川沿いに集中する一方で、山間部や点在する集落では公共交通の利便性が低く、交通空白地や交通不便地域が広がっており、免許を持たない高齢者や高校生等の移動手段が十分に確保されていない状況にあった。 このため「交通空白解消緊急対策事業」の採択を受け、令和7年10月からデマンド乗合交通「かつらいど」の実証運行を開始した。実証運行は開始当初から区域運行とほぼドアツードアの運行形態で実施し、通院・買物等の町民の移動ニーズを支える重要なサービスであることが確認されたことから、令和8年4月に本格運行へ移行している。 以上の経緯及び現状を踏まえながらも、交通事業者や自治体の運営努力だけでは維持することが困難なため、公共地域公共交通確保維持事業補助金の活用により、デマンド乗合交通「かつらいど」を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させることが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
・公共交通（鉄道、かつらぎ町コミュニティバス、かつらぎ町デマンド乗合交通、ふれあいサービス花園地区交通空白地有償運送）の利用者総数 479,000 人以上（令和6年度実績 478,665 人）を目指す。 ・利用者1人あたりの公共交通の公的資金投入額（町負担分）3,800 円以下（令和7年度推計 3,829 円）とする。 ・公共交通の収支率を4.8%以上（令和7年度実績 4.8%）とする（かつらぎ町地域公共交通計画 P36～39 参照）
(2) 事業の効果
デマンド乗合交通を区域運行およびドアツードアで導入することで、これまでコミュニティバスや乗合タクシーが利用しにくかった住民（特に高齢者）の利用が可能となり、地域内の移動手段の改善や、地域外交通への接続といった地域公共交通の課題解決につながることを期待できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。
・利用しやすい運賃体系の検討（活性化協議会、鉄道・バス・タクシー事業者、かつらぎ町） ・交通結節点における機能の強化（活性化協議会、鉄道事業者） ・交通結節点における良好な待合環境の確保の検討（活性化協議会、鉄道・バス・タクシー事業者） ・交通結節点が目的地となる仕組みづくり（活性化協議会、鉄道・バス・タクシー事業者、社会福祉協議会） ・利用状況を踏まえたデマンド乗合交通の改善（活性化協議会、バス・タクシー事業者、かつらぎ町） ・公共交通マップ、総合時刻表の作成・配布（活性化協議会、鉄道・バス・タクシー事業者、社会福祉協議会） ・公共交通に関する出前授業・乗り方教室等の開催（活性化協議会、鉄道・バス・タクシー事業者、町教育委員会、いきいきサロン代表者、和歌山線活性化検討委員会） ・学校生活における公共交通利用の取り組み（町教育委員会、活性化協議会、バス事業者） ・持続可能な交通体系の確立に向けた資金の確保（活性化協議会、かつらぎ町、国、和歌山県、タクシー事業者） （かつらぎ町地域公共交通計画 P21～34 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
別添 表1 のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
該当なし
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
【公共交通の利用者総数】 ・交通事業者からの提供資料等による鉄道、かつらぎ町コミュニティバス、デマンド乗合交通、ふれあいサービスの年間利用者数の合計（鉄道は町内各駅の乗車人数）を事業年度で調査・集計し、評価指標の計算を行う。 【1人あたりの公共交通の公的資金投入額】 ・かつらぎ町コミュニティバス、デマンド乗合交通の維持に係る費用負担額（決算額で整理）を事業年度で調査・集計し、評価指標の計算を行う。 【公共交通の収支率】 ・交通事業者からの提供資料等によるかつらぎ町コミュニティバス、デマンド乗合交通の運行経費や運賃収入を事業年度で調査・集計し、評価指標の計算を行う。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】
該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添表 5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

【令和6年度】

令和7年3月 かつらぎ町地域公共交通活性化協議会設立準備委員会 設立

【令和7年度】

令和7年5月 第1回 かつらぎ町地域公共交通活性化協議会 総会

令和7年6月 第2回 かつらぎ町実施の実証運行について

令和7年8月 第3回（書面）現行デマンド型乗合タクシーの休止について
実証運行中の料金について

令和7年10月 第4回 デマンド乗合交通「かつらいど」実証運行について
かつらぎ町地域公共交通計画策定業務について

令和8年1月 第5回 デマンド乗合交通「かつらいど」実証運行について
かつらぎ町地域公共交通計画（素案）について検討

令和8年2月 かつらぎ町地域公共交通計画（案）について合意

19. 利用者等の意見の反映状況

かつらぎ町地域公共交通計画の策定にあたっては

- ・町民アンケートの実施
- ・高校生及び保護者アンケートの実施
- ・民生児童委員・サロン責任者アンケートの実施
- ・交通事業者ヒアリングの実施
- ・パブリックコメントの実施

を行い、広く意見を反映するよう努めた。

またデマンド乗合交通「かつらいど」の運行（本格運行）にあたっては、実証運行中に利用者アンケートを行い、利用登録者アンケートの結果や窓口に寄せられた意見・要望を蓄積し、運行内容の見直しに反映させている。

20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（2）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地

（所 属）企画公室 交通政策係

（氏 名）西川 依里

（電 話）0736-22-0300

（e-mail）kikaku-kotsu@town.katsuragi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおりに、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります。）

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

デマンド乗合交通「かつらいど」運行時刻・区域図

1

運行日時
平日のみ（土日祝、12/31～1/3は運休）
8時～19時30分（最終乗車）まで

運行内容

おでかけ便	オンデマンド運行	帰宅便
8:00～8:40	9:00～17:30	17:30～19:30（最終乗車）

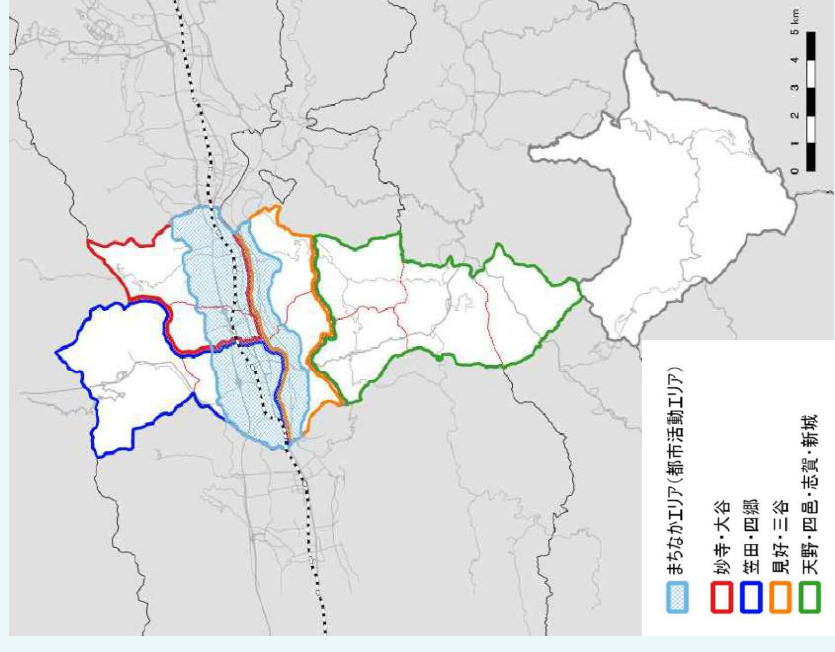
運行（小学生以下はそれぞれ半額）

1回の乗車 **600円**

または、
乗り放題 月額 **3,000円**

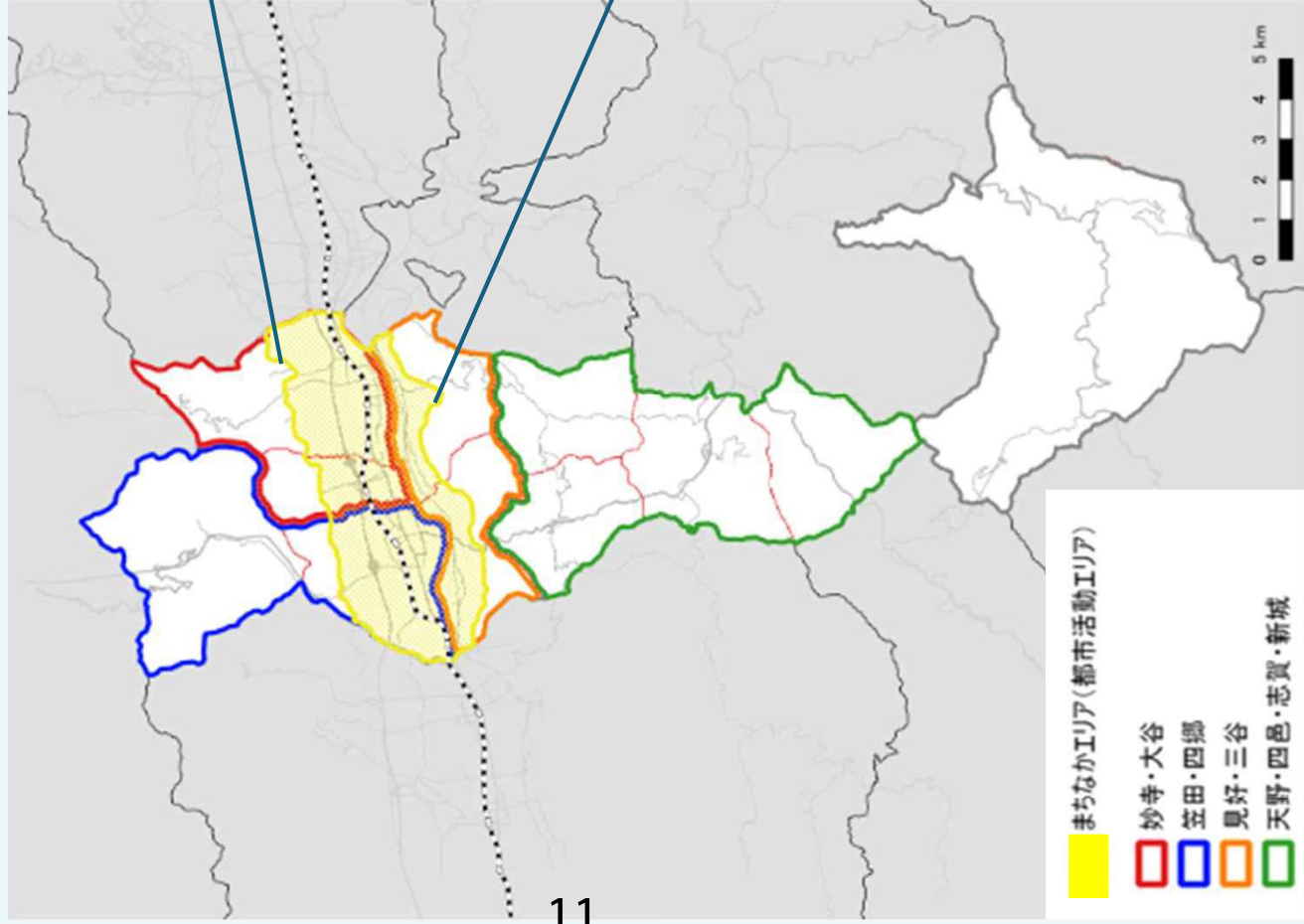
おでかけ便
オンデマンド運行・帰宅便

- ・ 区域運行
- ・ 乗降場所は自宅付近～まちなかエリアの生活施設が基本



▲「かつらいど」区域図

- ◆ 妙寺・大谷エリア
 - ◆ 笠田・四郷エリア
 - ◆ 見好・三谷エリア
 - ◆ 天野・四邑・志賀・新城エリア
- 以上の4つのエリアに分割

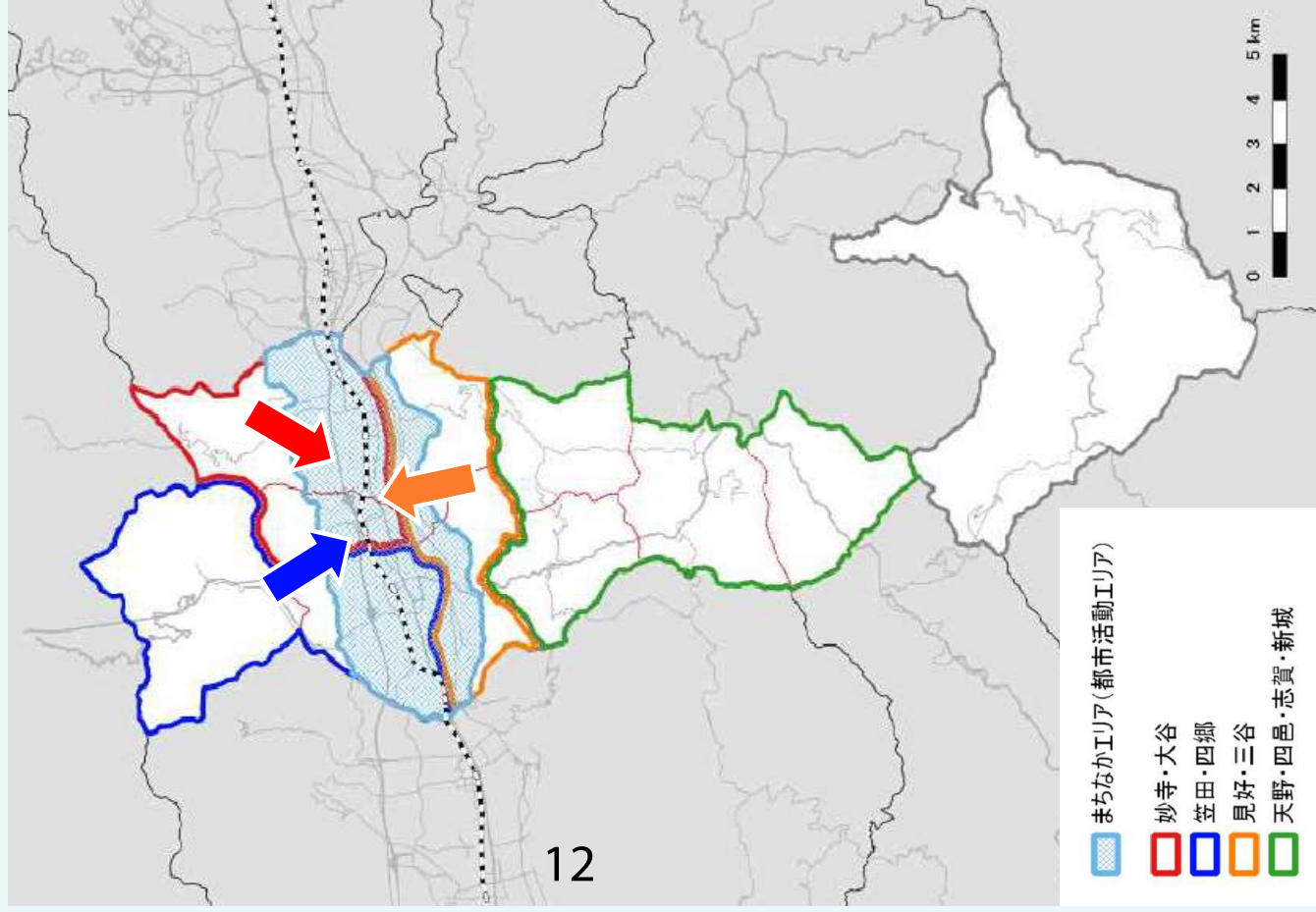


まちなかエリア（抜粋）

まちなかポイントの主な乗降場所



駅・バス停	郵便局・銀行	その他
1 西笠田駅	1 笠田郵便局	5 ホームストックかつらぎ店
2 笠田駅	2 大谷郵便局	6 セイムスかつらぎ佐野店
3 大谷駅	3 かつらぎ郵便局	7 ドコモショップかつらぎ店
4 妙寺駅	4 笠田郵便局	8 デイリーヤマザキ妙寺店
5 中飯降駅	5 妙寺郵便局	9 ファミリーマート大谷店
コミュニティバス停留所	6 紀陽銀行笠田支店	10 ローソンかつらぎ町笠田
病院・医院	7 紀陽銀行ATM妙寺	11 ローソンかつらぎ町笠田中
1 紀北分院	8 JAかつらぎ支店	12 ローソンかつらぎ町妙寺
町内の医療機関	9 JAかつらぎ南支店	13 セブンイレブン東笠田店
公共施設	10 社会福祉協議会	14 道の駅紀の川万葉の里
1 かつらぎ町役場	11 よってってかつらぎ店	その他
2 あじさいホール	12 エバグリーンかつらぎ店	1 かつらぎ温泉八風の湯
3 かつらぎ町公民館	13 西部公園パークゴルフ場	2 かつらぎ斎場
4 笠田ふるさと交流館	14 かつらぎ警察署	3 JAわかやまかつらぎ中央総合選挙場
		その他飲食店・介護事業所等もあります



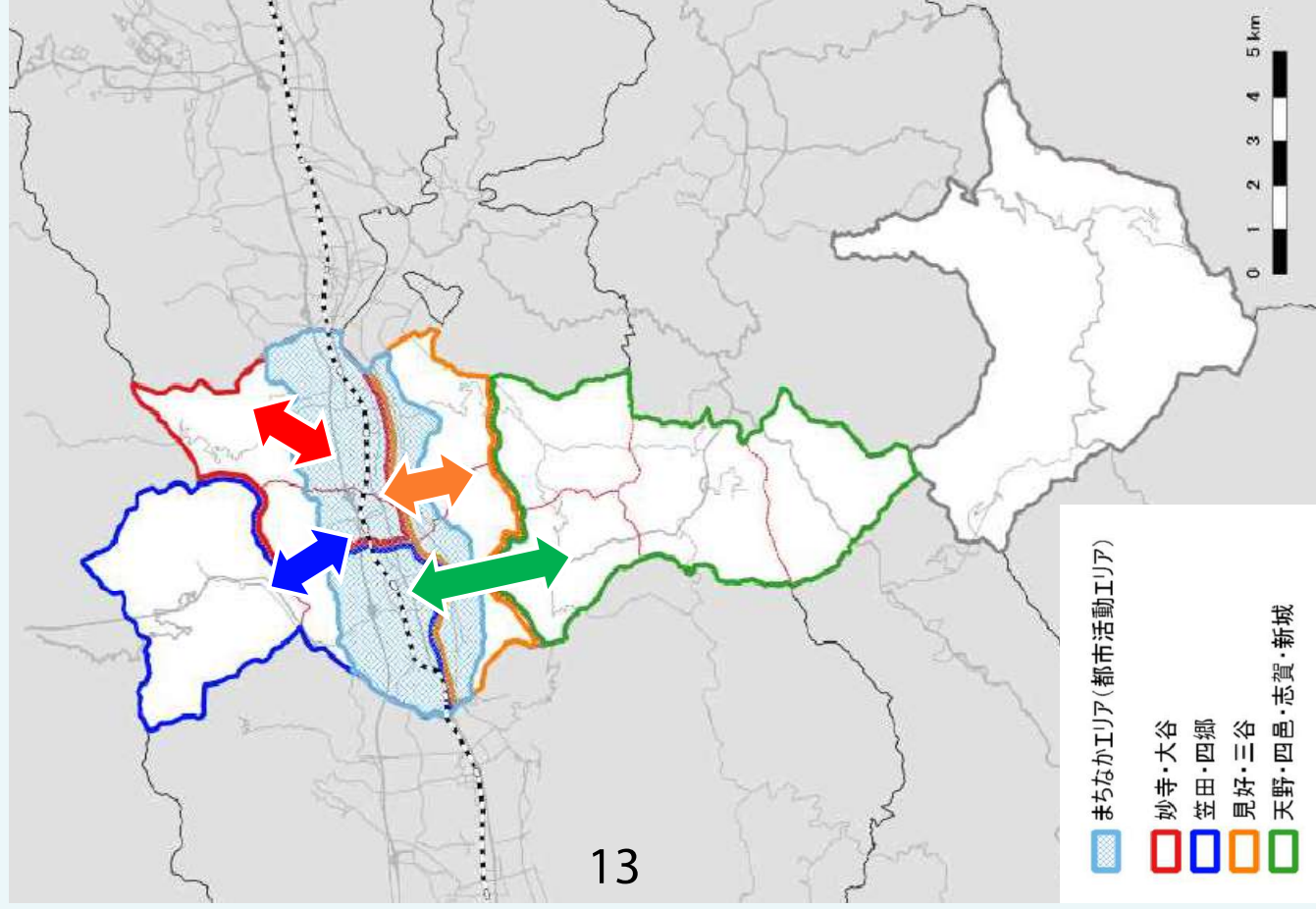
■ 8:00乗車による3便運行（3台体制）

- 四郷・笠田→まちなか便
- 妙寺・大谷→まちなか便
- 見好・三谷→まちなか便

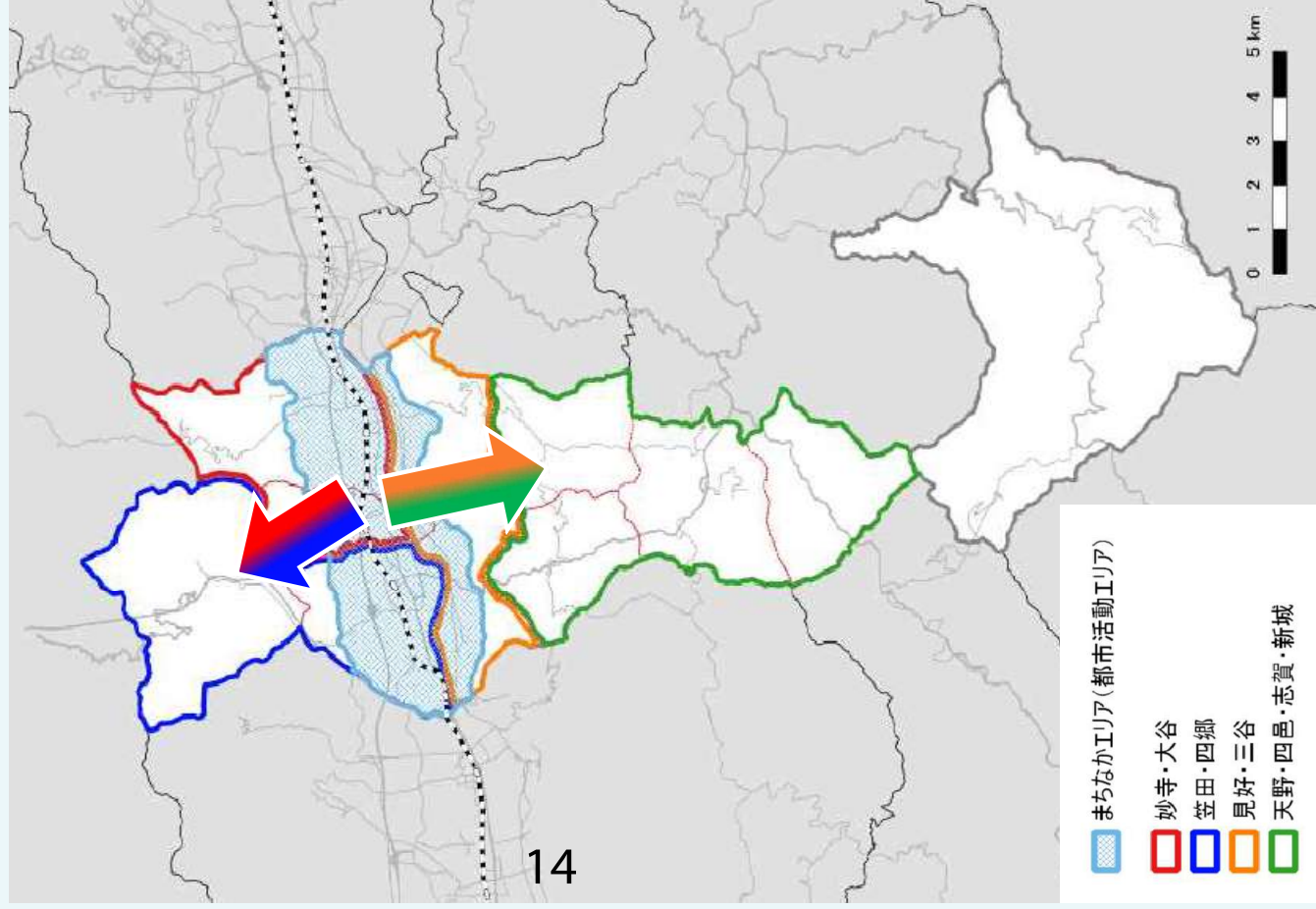
※各エリアからまちなかエリアへの移動に限定

■ ターゲット：通学、通院、町外へのおでかけ（JR接続）

■ 目的地への到着時間を優先した運行（病院予約等を想定）

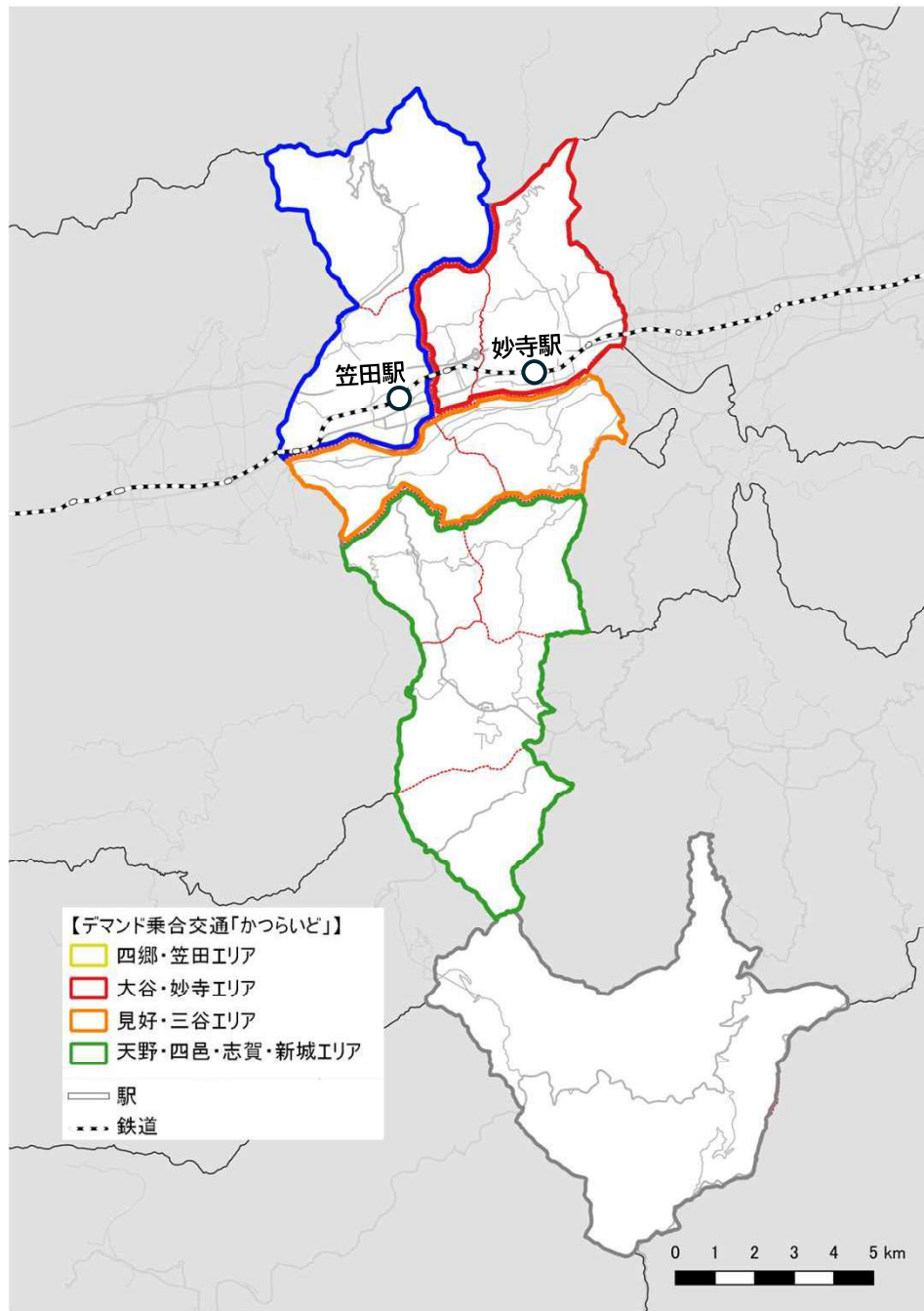


- オンデマンド運行（5台体制）
- 移動需要に応じて柔軟に配車する
- ターゲット：買い物物、通院、町外へのお出かけ（JR接続）
- 自宅と自宅エリア内の目的地間または自宅とまちなかエリア間の移動を基本
 - まちなかエリア内の「まちなかポイント」間の利用は不可



- 目安ダイヤによる2便運行（2台体制）
 - まちなか→河北方面便
 - まちなか→河南方面便
 - ※まちなかエリアから各エリアへの移動に限定
- JRのダイヤに合わせて配車時間を設定する。
- ターゲット：通学（帰宅）

幹線との接続状況



JR笠田駅 時刻表

笠田駅 和歌山線

橋本・五条方面

2026年4月30日(木) の時刻表を表示しています。

日付を変更 2026年04月30日(木) 印刷ページへ

※ 東京近郊のみ 和歌山線～笠田のり 和歌山線までの時刻表を表示します。
(例: 12月11日の時刻表 → 12月11日の和歌山線～1月1日の和歌山線までの時刻表を表示)

時			分
5	35		
6	22	56	
7	46		
8	36		
9	5		
10	2	39	
11	38		
12	37		
13	37		
14	37		
15	48		
16	39		
17	42		
18	18	46	
19	25		
20	13		
21	14		
22	0	24	
23	10		

表示の時刻への改正等の情報はあくまでも目安としてご利用ください。

改正日: 2026年03月14日

笠田駅 和歌山線

船岡・和歌山方面

2026年4月30日(木) の時刻表を表示しています。

日付を変更

2026年04月30日(木)

印刷ページへ

※ 東京近郊のみ 和歌山線～笠田のり 和歌山線までの時刻表を表示します。
(例: 12月11日の時刻表 → 12月11日の和歌山線～1月1日の和歌山線までの時刻表を表示)

時	分
5	47
6	22 38 57
7	28 46
8	11 49
9	48
10	51
11	50
12	49
13	49
14	49
15	48
16	18
17	20
18	30
19	37
20	39
21	26
22	24
23	49

表示の時刻への改正等の情報はあくまでも目安としてご利用ください。

改正日: 2026年03月14日

JR妙寺駅 時刻表

妙寺駅 和歌山線

橋本・五条方面

2026年5月1日(金) の時刻表を表示しています。

日付を変更 2026年05月01日(金) 印刷ページへ

※ 東京近郊のみ 和歌山線～笠田のり 和歌山線までの時刻表を表示します。
(例: 12月11日の時刻表 → 12月11日の和歌山線～1月1日の和歌山線までの時刻表を表示)

時	分	
5	41	
6	32	
7	2	53
8	42	
9	11	
10	8	45
11	44	
12	43	
13	43	
14	44	
15	55	
16	45	
17	47	
18	23	51
19	31	
20	19	
21	21	
22	6	30
23	16	

表示の時刻への改正等の情報はあくまでも目安としてご利用ください。

改正日: 2026年03月14日

妙寺駅 和歌山線

船岡・和歌山方面

2026年5月1日(金) の時刻表を表示しています。

日付を変更

2026年05月01日(金)

印刷ページへ

※ 東京近郊のみ 和歌山線～笠田のり 和歌山線までの時刻表を表示します。
(例: 12月11日の時刻表 → 12月11日の和歌山線～1月1日の和歌山線までの時刻表を表示)

時	分
5	41
6	16 32 47
7	18 37
8	5 42
9	43
10	45
11	44
12	43
13	43
14	44
15	42
16	11
17	14
18	24
19	31
20	33
21	21
22	19
23	43

表示の時刻への改正等の情報はあくまでも目安としてご利用ください。

改正日: 2026年03月14日

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
かつらぎ町	株式会社有交紀北	(1) デマンド乗合交通「かつらいど」		かつらぎ 町内(花園 地域以外)		往 km 復 km	122	6,699			区域運行	②(1)	交通不便地域(過疎地)を通り、最速 と接続(笠田駅・砂子駅)	①
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	かつらぎ町
-------	-------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	14,957

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
14,957	かつらぎ町	過疎法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
かつらぎ町地域公共交通計画	令和8年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

かつらいつど運行回数(令和7年10月～令和8年4月実績)

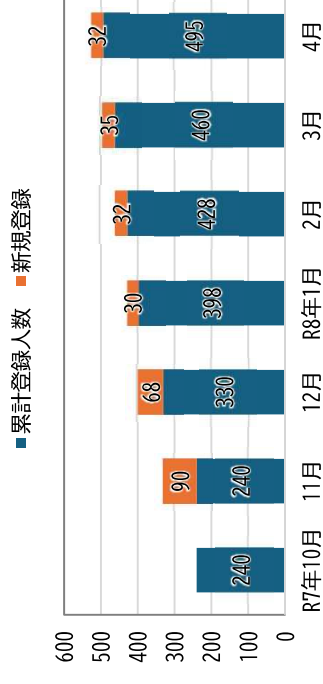
令和7年	10月	11月	12月
稼働日数	22日	18日	22日
1日平均運行回数	19.1回	28.4回	28.7回
運行回数	421回	511回	632回

令和8年	1月	2月	3月	4月	合計
稼働日数	19日	18日	21日	21日	141日
1日平均運行回数	28.5回	32.7回	36.8回	35.2回	29.8回
運行回数	542回	588回	772回	740回	4,206回

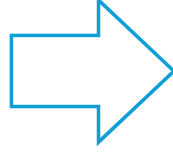
実証運行期間	4月 (本格運行)
120日	21日
28.9回	35.2回
3,466回	740回

かつらひと計画運行回数(令和8年4月～令和8年9月)

	令和7年10月～ 令和8年3月の 利用実績	3月	4月
稼働日数	120日	21日	21日
1日平均運行回数	28.9回	36.8回	35.2回
実績運行回数	3,466回	772回	740回



- ・ 3月の運行回数の実績は約37回／日、本格運行になった4月の運行回数は約35回／日となっている。
- ・ 1日の最大運行回数が3月は47回、4月は45回となっている。
- ・ 登録者数は継続的に増加しており、増加率は20～30%程度で推移している。さらに4月からは朝のダイヤや便における利用エリア拡大、帰宅便の運行改善を実施したことから、今後の利用増加が見込まれる。
- ・ これらの実績値および改善効果を踏まえ、4月の最大運行回数(45回)に改善後の需要増加分として30%を上乗せした59回を、5月以降の1日あたり計画運行回数として設定した。



令和8年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	総合計
稼働日数	21日	18日	22日	22日	20日	19日	122日
計画運行回数	740回	1,062回	1,298回	1,298回	1,180回	1,121回	6,699回

かつらひと計画運行回数(令和8年10月～令和9年9月)

	令和8年10月～令和9年9月
稼働日数	244日
1日平均運行回数	59回
計画運行回数	14,396回

- ・ 次年度の計画運行回数についても、今年度実績値および改善効果を踏まえた、1日59回を計画運行回数として設定する。